公益財団法人印旛沼環境基金定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人印旛沼環境基金と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県佐倉市に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、印旛沼憲章に則り印旛沼の水質浄化の推進及び印旛沼周辺地域の環境保全を支援し、もって印旛沼憲章に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）印旛沼及び流域における水環境及び動植物の生態系に関する調査研究

（２）印旛沼及び流域河川の水質浄化、環境保全のための講習会、研究会、見学会、その他啓発活動の実施

（３）印旛沼及び流域において自然環境に関する調査研究や環境保全に関わる各種活動を行っている団体等との協働及び支援

（４）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業については、印旛沼及び流域において行うものとする。

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第２章　財産及び会計

（財産の種別）

第６条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

４　この法人が公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第４条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

（基本財産の維持及び処分）

第７条　基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の決議を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくはその一部を担保に供することができる。

３　基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

（財産の管理及び運用）

第８条　この法人の財産の管理及び運用は、理事長（第２８条第３項に規定する理事長をいう。以下同じ。）が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、計算書類及びこれらの付属明細書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
３　第１項及び前項の書類については、毎事業年度の終了後３ケ月以内に行政庁に提出しなければならない。
４　この法人は、第１項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）
第１１条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

（会計原則）
第１２条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
２　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。
３　特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるため保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（定　数）
第１３条　この法人に、評議員３名以上１０名以内を置く。
２　評議員のうち、１名を評議員会長とする。

（選任等）
第１４条　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総

数の３分の１を超えないものであること。

イ　その評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　その評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人又は認可法人

３　評議員会長は、評議員会において選任する。

４　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

５　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（任　期）

第１５条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、辞任又は任期満了後においても、第１３条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第１６条　評議員に対して、各年度の総額が３００，０００円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に定められた額を、報酬等として支給することができる。

第２節　評議員会

（構成及び権限）

第１７条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　評議員会は、次の事項を決議する。

（１）役員の選任及び解任

（２）役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程

（３）定款の変更

（４）各事業年度の事業報告及び決算の承認

（５）公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

（６）合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

（７）前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

３　前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第２０条第１項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

（種類及び開催）

第１８条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３ケ月以内に開催する。

３　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（招　集）

第１９条　評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招

集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

４　第２項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（１）請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

（２）請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集の通知）

第２０条　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議　長）

第２１条　評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

（定足数）

第２２条　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第２３条　評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第１８９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第２４条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２５条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　前項の議事録には、評議員会長及びその評議員会で選出された２名の評議員が署名押印するものとする。

（評議員会の運営）

第２７条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第４章　役員等及び理事会

第１節　役員等

（種類及び定数）

第２８条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上１０名以内

（２）監事　１名以上３名以内

２　理事のうち、１名を理事長とし、１名を副理事長とする。

３　前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般社団・財団法人法第１９７条において準用する同法第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とすることができる。

（選任等）

第２９条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事会において選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族その他特

別の関係にある理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

６　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務・権限）

第３０条　理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

４　理事長、副理事長の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

５　理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第３１条　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（２）この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

（３）評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

（４）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

（５）前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

（６）理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める

ときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

（７）理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

（８）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任　期）

第３２条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　役員は、第２８条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（解　任）

第３３条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上の決議に基づいて行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）

第３４条　理事及び監事に対して、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に定められた額を、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第３５条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引
（３）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
３　前２項の取扱いについては、第４７条に定める理事会運営規則によるものとする。

（責任の一部免除）
第３６条　この法人は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第１９８条において準用する同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第２節　理事会
（設　置）
第３７条　この法人に理事会を設置する。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第３８条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
（２）規則等の制定、変更及び廃止
（３）前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）理事長及び副理事長の選定及び解職
２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分及び譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任及び解任
（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）内部管理体制の整備

（種類及び開催）

第３９条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎事業年度２回開催する。

３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）第３１条第１項第５号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）

第４０条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く。

２　前条第３項第３号による場合は、理事が、前条第３項第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

３　理事長は、前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から２週間日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の５日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第４１条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第４２条　理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

（決 議）

第４３条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第４４条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第４５条　理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第３０条第５項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第４６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

（理事会の運営）

第４７条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第５章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第４８条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議を経て変更することができる。ただし、第３条に規定する目的、第４条第１項に規定する事業及び第１４条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第５１条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

２　前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の

４分の３以上の決議を経て、第３条に規定する目的、第４条第１項に規定する事業及び第１４条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

３　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。以下「公益認定法」という。）第１１条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

４　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第４９条　この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

２　前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解　散）

第５０条　この法人は、一般社団・財団法人法第２０２条に規定する事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第５１条　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第３０条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ケ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第５２条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

第６章　事務局

（設置等）

第５３条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（書類等の備え置き）

第５４条　主たる事務所には、常に第９条及び第１０条に掲げる書類のほか、次の書類を備え置かなければならない。

（１）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（２）理事会及び評議員会の議事に関する書類

（３）その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第２項に定める情報公開規程によるものとする。

第７章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第５５条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第５６条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公　告）

第５７条　この法人の公告は、電子公告による。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

３　この法人の貸借対照表の公告は、第１項にかかわらず、定時評議員会毎にそ

の終結の日後５年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第８章　補　則

（委　任）

第５８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は 蕨和雄 とする。

４　この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

渡辺茂　山崎健嗣　稲生哲彌　桑原清彦　小林道長　岩﨑正行

附則（平成２８年１月２６日決議）

１.定款１６条、第２８条第１項第２号、第２９条第２項及び第３４条の変更については、平成２８年４月１日より適用する。